

監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知が
あったので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 7年12月25日

松阪市監査委員	達 中 敏 治
松阪市監査委員	世 古 和 久
松阪市監査委員	野 呂 一 平

令和6年度定期監査結果報告書（第2次）に基づく措置の状況

◆保育園	監査対象 = 第二、大河内、三郷、こだま小規模
◆幼稚園	監査対象 = 伊勢寺、花岡、山室
◆認定こども園	監査対象 = 豊田、飯南たんぽぽ
◆小学校	監査対象 = 第二、幸、伊勢寺、東黒部、漕代、大河内、豊田、米ノ庄、宮前
◆中学校	監査対象 = 西、三雲、飯高

指摘要望事項	具体的な内容	措置状況	担当部署
○諸帳票について	領収印台帳、理科薬品受払簿、現金受払簿及び施設・遊具の安全点検表において、未記載の項目が見受けられた。	年度当初に各学校へ様式等を配布する際、書類の適正な処理について周知した。併せて、書類作成時の留意事項を周知し、誤りの防止と正確な文書管理の徹底を図った。	学校支援課
		諸帳票の記載、管理が適正に行われるよう、園へ周知徹底を図った。	こども未来課
○納品書について	納品日が納品明細書と相違しているもの、検収印が押されていないものが見受けられた。	適正な会計処理を行うよう、園へ周知徹底を図った。	こども未来課
○施設・遊具の安全点検表について	修繕や交換等が必要と記載されているもので、その後の対処が記載されていないものが見受けられた。リスク管理の観点から、措置状況又は結果を記載されたい。	安全点検表の結果については、その後の対応を適切に行うために措置状況やその後の結果についても記載するよう努め、また遊具点検業者の報告も踏まえて、より緊急性の高い案件から優先順位をつけて適宜必要な修繕対応を行う。	教育総務課
		今後は対応状況についても備考欄等に記載しておくよう、園へ周知徹底を図った。	こども未来課
○補助金について	補助金関係の簿冊について、添付書類のみで交付申請書（写）が綴られていらないもの、他の大会の收支精算書が添付されているものが見受けられた。適切で分かりやすい簿冊管理に努めたい。	今後はインデックスを付けるなどして、確認しやすいうように努める。 添付資料において、別の大会のものが添付されていた件については、確認不足が原因であることから、共同学校事務室等でのダブルチェックを行うこととする。	学校教育課